

シンポジウム「消費者教育の展開と自治体の役割」

経済学部教授 岩本 諭
文化教育学部教授 赤星 礼子

平成18年11月21日、佐賀市において、シンポジウム「消費者教育の展開と自治体の役割」が開催された。同シンポジウムは、本学の教員のほか、県内の弁護士、司法書士、消費生活相談員、学識経験者の協力の下で開催に至ったものである¹。本稿は、同シンポジウムの記録である。

1. シンポジウム企画の趣旨および経緯

(1) 企画の背景—問題の所在

日本において消費者教育の必要性が喚起されるようになったのは、消費者保護基本法の制定（昭和43年）以降である²。同法において、行政が消費者に対して啓発と教育に係る施策を行う責務が定められたことにより、その後多くの自治体において制定された消費生活条例の中に、自治体による消費者啓発・消費者教育に関する条項が置かれることとなった。平成16年の同法の改正により成立した消費者基本法において、日本法として初めて「消費者の権利」（同法2条）に関する規定が定められ、八つの権利の一つとして「消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されること」を内容とする、いわゆ

1 本シンポジウムは、消費者について関心を有する佐賀大学の教員有志で組織される「消費者教育を考える会 in さが」（代表—赤星礼子・佐賀大学文化教育学部教授）と、佐賀県の弁護士、司法書士、消費生活相談員、大学教員等で組織される任意団体「佐賀消費者フォーラム」（代表—岩本 諭・佐賀大学経済学部教授）との共催により開催された。

2 消費者教育の定義・範囲・内容については、論者によって異なる。教育を実施する主体（行政（国、自治体）、企業、消費者団体、専門職団体）が誰であるかという観点から整理される場合があるほか、教育を受ける側（生徒、学生、高齢者、主婦等）が誰であるかという観点から、あるいは学校の種別もしくは学年次によって分類されることもある。消費者教育の分類、日本における展開の沿革については、西村隆男「日本の消費者教育」（2007年）17頁以下を参照されたい。

る「消費者教育を受ける権利」が掲げられた。また同法には、国と自治体それぞれが消費者啓発と消費者教育の推進について必要な施策を講ずることについて定めている。基本法改正に併せて、これまで消費生活条例を定めていた自治体においても条例改正が行われ、既に多くの改正条例が成立・施行されている状況にあるが、改正されたほとんどの条例において、基本法の定めと同様、「消費者の権利」に関する規定が置かれ、消費者啓発・消費者教育に係る施策に関する規定が定められている。

基本法および多くの自治体条例において消費者教育の推進に関する大枠の規定が整備され、また消費者教育に関する研究活動も活発に行われ、一部の学校において実験的な取組が行われている状況が見られる一方、学校教育における体系的かつ恒常的な消費者教育の実現には至っていない現状がある。他方、近年の消費者トラブルのIT技術化・複雑化により、被害者の低年齢化・低学年化という顕著な傾向が見られることは周知のとおりであり、生徒・学生に対する消費者教育の早期の実現への期待は高まっている。

今般の基本法の改正および全国的な消費生活条例の改正の動向は、日本における消費者教育のあり方を考える大きな契機といえる。とりわけ、消費者が消費者教育の権利の主体であることが基本法およびほとんどの条例で定められたこと、および現在46都道府県およびすべての政令指定都市の消費生活条例の中に消費者教育に関する規定が設けられていることは、自治体に対して、消費者教育の担い手として一定の役割を果たすことが求められているということを意味する。消費者＝住民が、権利の主体として、条例に定めがあることを根拠として、消費者教育の機会の提供を自治体に請求した場合に、自治体にはこの請求に応じて、消費者教育の機会の提供する責務がある³。しかしながら、現実には、かかる請求に適切かつ十分に対応できる自治体がどの程度存在するかは不明である。

佐賀県においては、平成17年4月に、佐賀県消費生活条例が改正・施行された。同改正条例には、「消費者の権利」として九つの権利が定められ(同条例3条)、「消費者教育を受ける権利」はその中の一つに掲げられている。ま

3 この点については、岩本 論『「消費者の権利」と消費者行政の再構築』佐賀大学経済論集第39巻第4・5合併号234頁を参照されたい。

た、同条例には、県による消費者啓発および消費者教育の推進についての規定が設けられている（同条例28、29条）。県条例の中に、「消費者教育を受ける権利」に関する規定が盛り込まれたこと、および消費者教育に係る施策に関する規定が定められたことから、佐賀県における消費者教育の施策の根拠となるルールの大枠は整備されたといえるが、現時点において、佐賀県が「消費者教育」に相当する行政サービスを提供できる現状にあるとはいえないであろう。

もっとも、佐賀県に限らず、多くの自治体において、消費者被害の予防、消費者被害からの救済についての啓発活動が積極的に行われていることは事実であり、かかる啓発活動が、広く住民に対する情報提供にとどまらず、学校、大学、各種施設、企業・職域等からの要請に基づいて、例えば出前講座・講義の形式により実施されており、かかる啓発活動が消費者行政担当部局の業務に占める比重も大きい。

しかしながら、消費者教育のあり方を考えていく上で、とりわけ日本における消費者教育をめぐる議論の整理を行う上で指摘すべき点は、消費者に対する被害予防と被害救済のために行われる情報提供活動の一環としての消費者啓発と、消費者教育とは、その性格、内容、実施体制の面において基本的に区別して捉える必要があるということである。この点については、新基本法においても「消費者啓発」（17条1項前段）と「消費者教育」（同項後段）は独立した政策として定められているほか、自治体条例においても、基本法の趣旨を反映した規定が置かれた例は多い。改正された佐賀県消費生活条例についても、「消費者教育」（同条例28条）と「啓発活動」（同29条）は、それぞれ独立した自治体施策としての位置付けがなされている。このことから、国、自治体には、消費者教育と消費者啓発のそれぞれの目的・理念に沿った政策の立案・決定・実施が求められることになる⁴。

したがって、消費者教育のあり方を考察していく場合には、消費者啓発と

4 国レベルでの取組を見ると、公正取引委員会（以下、公取委と略する。）が平成14年から行っている「独禁法教室」は、公取委の職員（公取委委員、事務総局職員）による中学校を対象とする出前講義として定期的に開催されている。その他、日本銀行による金銭教育を内容とする講演等が挙げられる。

は位置付けを異にする消費者教育を実現することは可能かどうか、その場合に、誰が主体となって、どのような体制の中で実施することとなるかという視点から検討することが、日本における消費者教育の実現の第一歩となると思われる。

本シンポジウムは、このような日本における消費者教育を取り巻く現状を踏まえ、特に自治体に焦点を当てることにより、消費者教育の推進に果たすべき自治体の役割を確認し、そこに横たわる課題を整理することをとおして、足踏み状態にある日本の消費者教育の実現に向けて、何らかの手がかりを得ることを目的として企画されたものである。

(2) 企画の方向性と成果

本シンポジウムは、平成18年11月21日17時半から、佐賀市アイ・スクエアビルで開催された。初めに開会挨拶の中でシンポジウム企画の趣旨説明を行い（岩本が担当）、佐賀県くらしの安全安心課課長・船津悦子氏、ならびに佐賀市市民活動推進課課長・大嶋公子氏の来賓挨拶の後、日本消費者教育学会会長（名古屋経済大学教授）・小木紀之氏による基調講演（演題「消費者教育の実現に向けて」）が行われた。

引き続き、大学教授、弁護士、教育行政担当者、消費生活専門相談員、マスコミ関係者（新聞社記者）の7名のパネリスト（内、1名は司会・コーディネーター）によるパネルディスカッションが行われた（約70分）。

同ディスカッションの後、弁護士・松田安正氏により、県による消費者教育の早期実現、行政と弁護士会をはじめとする県内の専門職団体との協働の推進、官・民の協働の結節点として大学が積極的役割を果たすことを主な内容とする「集会宣言案」が読み上げられ、シンポジウム参加者（会場参加者約60名を含む。）の満場一致で同案は採択された。最後に、佐賀大学助教授・丸谷浩介氏による閉会挨拶が行われ、本シンポジウムは終了した。

本稿3. のパネルディスカッションの記録にもあるように、本シンポジウムをとおして、消費者教育のあり方を考える上で、ささやかではあるが重要な手がかりが付与されたと思われる。

一つは、自治体に対して消費者教育を展開していくことが求められる状況

下において、その展開の障壁となっている課題を抽出することができたという点である。

第二は、消費者教育の実現に際しては、学校教育に携わる人的資源のみでは、一定の質が保証された教育を恒常的かつ体系的に推進することができないおそれがあるという点である。別の言い方をすると、消費者教育の実現のためには、外部の専門家または専門職団体との協働が不可欠であるということになる。

第三は、教育行政・学校と外部の専門職団体との協働が円滑に、かつ効果的に行われるためには、その地域の大学が関わる必要があるという点である。消費者教育が学校教育および高等教育の場で実践される場合に、教育担当者の側における知識と意識の向上が不可欠であり、かかる教育担当者の質の確保、すなわち消費者教育担当者の人材育成がまずもって必要であるということである。このような要請に応えるための知的資源を提供することが可能であるのは、大学・大学院である。

以上の手がかりをもとに、消費者教育の実現に際して、取り組むべき課題を整理し、一つひとつ障壁を克服していくことが、本シンポジウムの企画者に課せられた宿題といえる。

〔経済学部教授 岩本 諭〕

2. 消費者教育の現状と課題

平成18年11月に「佐賀消費者フォーラム」が企画した「消費者教育シンポジウム」(第3回)が開催され、日本消費者教育学会会長である小木紀之先生(名古屋経済大学経済学部教授)に「消費者教育の現状と課題」という演題で基調講演をして頂きました。本稿では、小木先生が講演時間(50分)の関係上割愛された箇所を補足したいと考えます。

「消費者教育」という場合は、学問研究としての「消費者教育」学と、消費者・生活者に対する教育・実践としての「消費者教育」とに大きく2つに分けて考えられます。今回のシンポジウムは主に後者について、佐賀県の現状をふまえて大いに論じたといえます。しかし、両者は表裏一体の関係である

ことはご理解いただけるものと思います。したがって、両者を含めた場合を
広義の「消費者教育」と呼んでいます。

まず、狭義の「消費者教育」が言われるようになったのは、1960年代の高
度経済成長とともに、大量生産・大量流通・大量消費の構図が出来上がり、
この過程において消費者が様々な被害・損失を受けるという消費者問題が多
発するようになってからのことです。1962年のアメリカのジョン・F・ケネ
ディ大統領が議会に送った「消費者の利益の保護に関する連邦議会への特別
教書」で「消費者の4つの権利」を唱えたことにより、「消費者保護」という
概念が定着しました。しかし、この頃の消費者教育は、「かしこい消費者」を
育てる、「かしこい消費者」になる、という視点からなされていました。「お
買い物上手」と同義だったようです。消費者が、事業者に比べてその情報力
や被害の訴えにおいて圧倒的な弱者であることへの配慮にまだ欠けていたと
言えます。

この後、1968年に「消費者保護基本法」が制定され、1970年には「国民生
活センター」が、そして全国に「消費生活センター」が設立されました。日
本の「消費者政策」のなかに消費者教育が位置付けられたということになり
ます。1982年には、国際消費者機構（CI）が以下のように「8つの権利と5
つの責任」を提唱しました。

◎ 消費者の8つの権利

- ・生活のニーズが保証される権利 ・安全への権利
- ・情報を与えられる権利 ・選択をする権利 ・意見を聴かれる権利
- ・補償を受ける権利 ・消費者教育を受ける権利
- ・健全な環境の中で働き生活する権利

◎ 消費者の5つの責任

- ・批判的意識を持つ責任 ・主張し行動する責任
- ・社会的弱者への配慮責任 ・環境への配慮責任 ・連帯する責任

この消費者の8つの権利を強調するのが「消費者保護」の考え方であり、
「消費者教育を受ける権利」が拡がりをもせる大きな契機となっています。
1989年の小・中・高等学校の学習指導要領の改訂において消費者教育に関わ
る内容の充実が図られることになりました。

同時期に、経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『新しい消費者教育の推進をめざして』（1988年9月）の中で、「学校における消費者教育の基本的な考え方と方法—消費者の主体性確立のために—」は、「消費者教育の基本的な概念・意義・目的等基礎的なことが、学校関係者はもとより社会一般によって十分に認識され、納得が得られていることが大切である。」と、学校と社会での消費者教育が本格的にスタートしたと言えます。

一方、消費者の5つの責任への理解は、消費者の「保護」から「自立」へと消費者政策を方向転換させる結果ともなっています。消費者保護基本法も「保護」を削除して、2004年に「消費者基本法」と改正されました。「弱い立場の消費者に対して情報提供、消費者教育、苦情処理等により支援を行うことを通じて消費者利益の確保を図る」という基本的な考え方は変わらないとしながらも、消費者が事業者と自由で公正な取引ができるような市場ルールの整備にシフトするとされています（内閣府国民生活局『ハンドブック消費者2005』）。

この間、学校における消費者教育では、「意思決定過程の教育としての消費者教育システム」が手法としてとられてきました。ホーム・マネジメントの中核は意思決定にあるとするシステムズ・アプローチです。消費者教育においても有用な手法ですが、自己決定・自己責任を強調し過ぎると、社会的ネットワークへ向ける視点を欠くことにもなります。

つぎに、「消費者教育」学会の動向から、消費者教育の概念の拡大に触れておきたいと思います。消費者教育学会は、1981年11月に中部家庭経営学部会の本拠地であった名古屋で設立されました。初代会長は今井光映金城学院大学学長（当時）です。ミシガン大学での留学経験から、日本よりも進んでいたアメリカの消費者教育の方法論をいち早く日本に紹介されました。学会の設立趣旨は、「消費者教育の理念と方法を粹組し、その効果を科学的に研究するためであり、かつその研究を学校・行政・消費者団体・産業の四者で共同して組織的に行うためである」。趣旨の前半部の研究活動については後述しますが、後半部の学校・行政・消費者団体・産業との共同研究・実践についても、様々な試みがあります。

例えば、HEIB(Home Economists In Business, 日本ヒーブ協議会, 1960

年設立)やACAP(The Association of Consumer Affairs Professionals, (社)消費者関連専門家会議, 1980年設立)は, 企業内で働く消費者の立場にたつて発言する家政学あるいは消費者関連の専門家です。また, 行政(内閣府, 文部科学省)との関わりでは, NICE(National Institute on Consumer Education, (財)消費者教育支援センター)が1990年に設立されましたが, 小木会長も理事の一人です。

消費者教育学会では, 学会員の研究成果を『消費者教育』に掲載していますが, この研究誌の第一冊(1983年)と最新号の第二十六冊(2006年)の掲載論文テーマを抜粋してみます。

第一冊

- ・消費者教育の課題と展望
- ・商学(マーケティング)と消費者教育
- ・家庭科と消費者教育
- ・社会科と消費者教育
- ・地方公共団体における消費者教育
- ・消費生活センターにおける消費者教育
- ・企業における消費者教育
- ・消費者教育発展史—戦後～1960年代—

第二十六冊

- ・欧州における消費者組織への政策的支援と消費者教育
- ・消費者教育の教授法と教育効果測定の研究
- ・選択・契約型福祉時代と消費者教育
- ・環境配慮商品の情報と逆選択
- ・シチズンシップ及び多重債務問題からみた消費者教育概念の検討
- ・消費者相談窓口にみる高齢者「福祉」

消費者教育研究はこの26年間に限られるものではなく, すでに半世紀を越えるものであることがお分かりいただけるでしょう。同時に, 研究動向のレビューをするまでには至りませんが, 研究方法とテーマにおいて多様となり拡大し, また細分化してきました。研究テーマについては, 「消費者教育」が消費者問題から発しているために, 「消費者問題」のとらえ方によることになります。消費者問題とは, 「商品・役務の売り手である事業者と買い手である消費者との間に発生する, 消費者被害あるいは不利益に関する問題」です。ここに, 物価問題, 環境問題, 利殖や副業を含めるかという論議がありました。現在では当然含むものとされています。消費者教育研究の拡大です。

さらに、「今日民主主義社会は、文化を始めとする人間社会環境と自然環境との関係をコントロールするために要求される、批判的思考にもとづいた社会的意思決定能力を備えた『消費者市民（コンシューマ・シチズン）』の創造という課題に直面している。21世紀を前にして『地球市民（グローバル・シチズン）』としての市民意識教育を促進するものとして、消費者教育をとらえる必要がある。」（中原秀樹「消費者教育と市民意識教育—グローバル・シチズンを目指して—」今井光映・中原秀樹編『消費者教育論』有斐閣ブックス，1994年）と、消費者，生活者に加えて市民である消費者の存在を唱えて注目されました。当初は消費者教育の焦点が拡散し過ぎるとの批判もありましたが，今日では消費者教育の研究と実践のうえで大きな目標となっており，まさに消費者教育の課題となっています。

〔文化教育学部教授 赤星礼子〕

3. パネルディスカッション

本ディスカッションのパネリストは，弁護士（福岡県弁護士会）・波多江愛子氏，佐賀市消費生活専門相談員・徳永智子氏，佐賀新聞社（記者）・松田毅氏，佐賀県教育庁学校教育課主事・手塚美代子氏，日本消費者教育学会会長（名古屋経済大学教授）・小木紀之氏に，本学教授・赤星礼子氏を加えた7名である。また，司会・コーディネーターは，佐賀県弁護士会所属で日本弁護士会連合会・消費者問題対策委員会委員である辻泰広氏である。なお，以下の記録において，各氏のフルネームと敬称は省略させて頂いた。

司会(辻) 先ほど，小木先生の方から基調講演を頂きまして消費者教育というものの幅の広さ，奥深さというものをご講演頂いたわけですが，それを受けまして，現在の消費者教育の課題，それから今後の取り組みに向けての必要な施策をこれからパネリストの皆様方を中心にお話して頂きたいと思います。それではまず，赤星さんの方から簡単に自己紹介を兼ねてご挨拶をお願い致します。

赤星 先程，岩本先生からご紹介がありましたように，私が佐賀県の消費生

活審議会の会長なのですが、それはたまたまそういうことになったということに過ぎません。大学は現在、文化教育学部にも所属していますが、改組前は教育学部でして、その頃から小学校、中学校、高等学校の先生になる学生に向けて「教科に関する科目」ということで「家庭経済学（現在は「生活経済学」）」を担当しているのです。この中で「消費生活」ですので「消費者教育」にもふれております。先程、小木先生が1981年に消費者教育学会を立ち上げられたと言われましたが、そういえば、私は当時、活水女子短期大学に居りましたが、同僚の先生から「あなたも入会して勉強しなさい」と勧められて入会した思い出が蘇ってまいりました。もうちょっと真面目に勉強しておけばよかったと思うのですが、先程言いましたように必要がありまして「消費者教育」については勉強を続けております。ここ5年間は、県の消費生活審議委員会に関わっておりますので、この立場から何か発言できればと思って今日来ております。よろしくお願い致します。

司会 ありがとうございます。引き続きまして、小木さん、お願い致します。

小木 現在私は、岐阜県の消費生活審議会と、名古屋市の消費生活審議会の両方の審議会会長を務めております。特に岐阜の場合は消費者教育を推進するということもありまして、審議会の中に学校消費者教育支援の専門委員会、これは部会でございますけれども、これを組織して、現場の小中高の先生と教育委員会、岐阜弁護士会の先生、こういう方を入れて、よりよい副読本作りをしております。これをずっと積み重ねてきておりまして、私の役目はその副読本の質の高いものを作っていくための県当局に予算化を促進するという、財政当局に対し働きかけをするという役割をやらして頂いております。そういう点では役所の方と会う機会も頻繁でございまして、実は岐阜はちょっと遅れていましたので、条例改正の前まで改正検討委員会の委員長をずっとやりまして、本年11月に改正案が議会を通して、来年4月から改正するというところに来ております。その中で消費者教育の重要性を盛り込んだという経緯がございまして。

司会 ありがとうございます。引き続きまして、手塚さんお願いいたします。

手塚 手塚でございます。私は行政という立場でここに座っているのかなと

思います。佐賀県教育委員会に学校教育課というのがございます。そこで、幼稚園から中学校までの、いわゆる義務教育に関わる仕事をさせていただいているところです。本日のパネリストの中で唯一、小木先生の言葉をお借りするとフォーマルな立場とインフォーマルな立場、つまり学校と外という、両方の立場でお話できるのかなと少し思っております。今、学校というのは非常に注目を浴びているというか、厳しい目で見られているという状況があるのですが、こういった状況についても「連携」という言葉が大きなキーワードになっているのではないかと考えているところですが、消費者教育についてもやはりこの連携というのが重要なポイントになるというあたりから今日は考えていければいいのかなと思っております。どうぞよろしくお願い致します。

徳永 このアイスクエアビル4階の佐賀市消費者センターで消費生活専門相談員をしている徳永智子と申します。本日主催の消費者フォーラムの一員としても活動しております。また、県内の消費生活相談員から構成されるNPO法人「消費生活相談員の会さが」の理事をしており、現在NPOの方では相談業務を中心としまして、啓発のための出前講座や暮らしに役立つ消費生活講座などを継続的に開催しており、地域に根ざした活動を行っております。また、地元の佐賀新聞の「暮らし&安全」の消費生活を担当しており、相談現場からの声を定期的に配信し、啓発活動を続けております。本日はよろしくお願い致します。

司会 引き続きまして、波多江さん、お願い致します。

波多江 弁護士の波多江でございます。事務所は福岡にありまして、弁護士になって7年目です。弁護士になった当時から、消費者委員会という消費者問題を扱う機関に所属して、主な活動をしております。ちょうど私が所属した頃、ヤミ金融が華やかし頃だったので、ヤミ金融をなんとか撲滅しようということで、福岡のほうでシンポジウムを開催したり、九州弁護士会連合会のほうで、ヤミ金融撲滅の開会宣言を採択してもらうなど、そういう活動をやってまいりました。そのほか、福岡市の消費者生活センターで相談担当を2年間ほどさせていただいております。それと福岡の地元の西南学院大学で、登録以来この6年間、年に2コマ合計180分の講義をさせていただいております。

す。その中では、消費者問題について新入生に対してお話をしています。本日はその少ない経験の中ではありますが、こういう経歴を踏まえて発言させて頂ければと思います。よろしくお願い致します。

司会 では、最後に松田さんお願いします。

松田 佐賀新聞報道局の記者で松田と申します。今、この春から、佐賀市政を担当しております。消費者行政だけでなく、行政全般が取材対象です。ふだん関わりがあるのは、先ほどの徳永さんがいらっしゃる消費生活係で、主に書いている記事は、相談件数をまとめた統計ものとか、講演会があります、講座が開かれます、などの前記事が中心になります。啓発ということでは、そういう関わりがあるのですが、消費者教育そのものの、学校現場でどうされているかなどは、まだ馴染みがない立場です。

啓発に関しても、教育に関しても同じですが、メディアの役割というものを今日のディスカッションで求められていると思うのですが、記事そのものをどう書くか、どう伝えていくか、自分の中での反省も含めてお話できればと思っています。今日うちの記者が一人、この会場に来ていますが、取材というのは陰の方でひっそりやっているもので、こういうところでうまくしゃべることができるかどうか分かりませんが、よろしくお願いします。

■学生・生徒の消費者被害の現状

司会 今の自己紹介をお聞きしている限りではしゃべりは大丈夫だと思います(笑)。まず、具体的な消費者被害の最近の傾向というものを何人かの方々にお聞きしたいと思います。皆さんのお手元には質問用紙というのがございます。質疑応答は時間の関係もございまして、パネリストに関して、こういうことを聞きたいということを書いて頂きまして、進行の関係上、7時半までにお書き頂ければと思います。それではまず、被害の特徴について、まず徳永さんからお願いします。

徳永 お手元の資料の7ページをご覧頂けるでしょうか。県消費生活センターと県内の市町村窓口に寄せられた17年度の相談件数は、11,567件です。その中で当事者が学生の相談は、小学生は18件、中学生は80件、高校生は138件、大学生専門学校生が244件、合計しますと480件になります。ただし、消費者センターに寄せられる相談というのは実際の被害の3パーセントから5

パーセントといわれておりますので、もっと多くの学生が被害にあっていると思われま。カッコの中に20歳未満の方の相談件数の推移を書いています。が、15年度ぐらいから急増しているということがわかんと思ひます。小中高の相談は、ほとんどが携帯電話やパソコンのサイトの不当請求に関する相談です。相談事例①にありますように、携帯の利用中にアダルトサイトにつながり、高額な請求をされるというようなパターンが多く見られます。10年前には、小中高校生からの相談はあまりなかったのですが、このところ携帯電話やインターネットの利用者の年齢が低年齢化したことによりまして、4、5年前から急増しています。また、大学生になりますと、マルチ商法や訪問販売、電話勧誘などの契約関係のトラブルが増え、クレジットを利用した高額なトラブルも増え深刻な状況になっています。学生については、契約についての知識不足や社会経験が十分でないということがトラブルにつながっているように思われます。消費者センターでは、クーリングオフの手続きやトラブルの対処法についての助言や斡旋も行っていますが、相談の中でも消費者保護の啓発も行っています。事例②のマルチ商法については、これは後で福岡県が行政指導しましたが、大学生の被害が、熊本から始まりまして、福岡、佐賀というように、大学生の間でずっと広まっております。また、事例③の水道メンテナンス業者については、色々問題がありましたので、福岡、熊本、佐賀の県警が詐欺容疑で逮捕しましたけれども、大学生の被害の多さが報道でも大きく取り上げられた事例です。相談者の全てが被害救済できるとは限らないので、やはり被害にあわないためには、基本的な消費者の知識やスキルを身に付けるための消費者教育、消費者啓発を継続する必要がありますと思ひます。

司会 ありがとうございます。引き続きまして、波多江さんをお願いしたいと思います。若い方からの相談を受けることも多いと思ひますが、最近の傾向についてお願いします。

波多江 私ども弁護士の間まで消費者問題があがってくるというのは、その消費者問題のほんの一部になります。大部分は、先程、お話がありましたように、相談しないということがあって、そのため、3パーセントから5パーセントという数字が出ましたが、その大部分は消費者相談センターに対応し

て頂いている。そこでも対応しきれないもの、ないしは直接弁護士のところに相談に来た場合でも、本当に一部の人だけが弁護士のところに相談にやっ
てまいります。そのうち今圧倒的に多いのは、多重債務です。これらに対し
ては、弁護士は自己破産や任意整理などで対応するのですが、その中で感じ
ますのは、これほど多重債務が社会問題化している中で、あいかわらず、多
重債務者が量産されているという現実です。多くの人は高金利であるという
ことの意味、それがどれだけの負担になるのかということ、全く理解でき
ておりません。月いくら払えばいいのかというのは分かっているのですが、
そのうちどれくらいの割合が金利に当てられているか、どれだけ払ったら完
済できるか、それにはどれくらいの期間がかかるか、そういう点について全
く理解できていないというのが現状です。そのようなことに接する中で、や
はり消費者教育の必要性を感じています。

最近の若い人の事例で言うと、やはり今話が出ました水道料金、水道メン
テナンスで半年いくらという相談も実際ありました。ネットワークビジネス
は手を変え、品を変え、相変わらずやっていっております。そのほかにはや
はり、先物取引の関係は、若い人にも、20代の被害者も出ております。それ
と外国為替証拠金取引ですね、これは、最近の規制緩和に伴った新しい手口
ですが、これにも若い人たちが引っかけました。何百万円という単位で損
をさせられて相談などに来ています。昔でしたら、きちんと成熟した成人が
被害に遭っていたのかもしれませんが、今はもうどつと若い人、ローンを組
ませたり、サラ金を利用させれば、若い人に何百万でも融資できますので、
その人たちも消費者被害のターゲットになってきている。そういうのが現状
ではないかと思われます。

司会 続きまして、松田さんの方から、実際に啓発の記事を書いたというこ
とですので、何かあればお願いします。

松田 そうですね。啓発記事とか、あと消費者被害の記事とかは、ほとんど
毎日といっていいくらい載っていると思うのですが、先ほど波多江さんの話
にもありましたが、多重債務の問題でもこれだけ社会問題化しているのに、
ちゃんと理解している人はほとんどいないのではないか。それはなぜかと思
うわけですね。新聞記事にしても毎日載っているのに情報が届いていない

ような感じです。

2, 3年前になるのですが, うちに架空請求のはがきが届きまして, 妻宛でしたが, 宛名から旧姓ですし, 昔の実家の住所宛でした。自分には架空請求の情報がありませんし, いかにも嘘くさいはがきで, 無視するというか, 笑い飛ばせるようなものだったのですが, 妻の方としては動揺しているわけですね, やっぱり。彼女自身ある程度, 架空請求についての情報としては持ってはいても, 実際, そうやって届いてみると動揺しているわけですよ。情報がきちんと届いていないということを身近なところで実感しました。特に最近でいえば, この夏以降は飲酒運転事故の例もあります。これだけの騒ぎになっていますから, それまでだったら, あまり紙面に載らないような話でも今, 新聞には載っています。それでも飲酒運転がなくなる事実があるわけで, 情報の送り手の側にも問題があるかもしれませんが, 受け手の側, 例えば消費者問題であれば, 被害に遭われる方を他人事, どっかの他人事の情報として, その記事を読んでいらっしやるのではないかと。自分のこととして読んでいらっしやらないのではないかという思いを強くしています。書き手, 情報の送り手として思うのは, その被害に遭われる方, 遭われない方の意識の差をどう埋めればいいのかと, その辺が難しいところと思っています。

司会 ありがとうございます。今そういうかたちでなかなか被害が減らない, 件数が増えているということもありますが, 手塚さんの方から見て, 行政の方で行っている啓発活動の現状とか感想がありましたら, お願いします。

手塚 県, 行政からの啓発ということにつきましては, 最初に県の船津課長さんが来賓のあいさつの中で触れられたと思うのですが, 学校についての啓発ということでお話をさせて頂きたいと思います。消費者教育というのが, 学校の中で浸透したというのは, そんなに古いことではなくて, 多分ここ10年くらいのことです。どうしてそうなったかという, 無視できない状況が出てきている学校現場の中で, 先ほど被害状況の話がございましたけれども, 小学生の頃からインターネットに触れる機会が増えており, このため, 中学生, 高校生のトラブルが非常に多くなってきているという状況が出てきます。平成14年度と16年度の県内の情報を開きますと, 5倍以上の増加, 非

常に急増してきている、こういったことに保護者はもちろんのこと学校側も戸惑いがあるということにして、消費者教育というのが今非常に重要視されてきている状況に立っているのではないかと思います。そういった問題というのは、やはり、知識不足から来るもの、情報不足からくるものが大きいのではないかと、そういう視点から、県、行政は学校にそういったものをきちんと伝えることが啓発の第1歩になるのではないかと考えているところです。具体的には、くらしの安全安心課、いわゆる社会教育における消費者教育が中心となっていく必要がありますが、同課との連携で学校、子供たちにかかわる情報トラブルの実態等の情報を提供して頂いております。そういったことを学校に伝えて、それに関わって、例えば、チラシを配布したりとかトラブル情報であったり、ネットをとおして、また保護者側へのお便りなどを、くらしの安全安心課で作っていただきたいものを配布して、子供たちにこういったことに関する指導とか、啓発を行うことを進めています。県教育委員会とか、各自治体とかいったところにもそういった活動を啓発しているといった状況があります。あとはやはり、いろいろな機関の中から情報を頂いて、そういったものを学校に活用してくださいという取り組みも今進めております。

司会 ありがとうございます。徳永さんは相談員ということですが、佐賀市の中にもいらっしゃる立場ですので、行政が行っている啓発に関する印象とか、評価、その他ありましたら、併せてお願いしたいと思います。

徳永 佐賀市の消費生活窓口でも、県内の各市、それから県の消費者センターでも、行政職員と消費生活相談員が協力して、消費生活に関する講座を開催したり、出前の消費生活講座に出ています。最近が高齢者の集会などの出前が多いのですが、学校関係からの出前講座の要請などはまだ少ないように思います。佐賀市でも昨年中学校2校や、高校の生徒の指導の先生方の会議、大学のサークル代表の集会などの出前講座に出向きました。けれども、これは先程申し上げた携帯電話、インターネットなどの被害が広まって、学生にトラブルが起こっているというような背景での要請がありました。トラブルの防止の啓発活動は大切ですが、何か、被害が起こってからというのではなく、継続した消費者教育が必要だと思っています。消費者教育を学校教育の一環

として、全ての学校で取り組んで頂きたいと思います。

司会 松田さんには、もう一度啓発というものについて、今、行政の取り組みへの報告があったのですが、記事を書く立場で啓発の取り組みに対する評価というものがありませんでしたらお願いします。

松田 行政への評価も含めて、ということですか。

司会 そういうことで結構です。

松田 行政の啓発活動という面でいえば、新聞を含めたメディアというのは一緒に頑張っていく立場にあると思うのですが、一つですね、言葉は良くないのですが、行政の啓発活動も、形だけ、ああやっています、こうやっていますという、お役所仕事の部分もあると感じています。

佐賀市役所に来て、すごいなと思ったのは、市役所には記者室というものがあるのですが、そこには日常的にいろんな部署から、いわゆる「投げ込み」という広報資料とか、取材依頼の文書が届きます。数年前に担当課が調べたところ年間だいたい800件ぐらいあったそうです。それが今はもっと増えているらしくて、1,000件くらいあるのではないかと。一日2～3件から、多いときには10件ぐらい文書が届きます。もしかすると担当部署というのは、それである程度、事足りて終わっているのではないかと。もっとメディアを本当に使う、使ってもらっていいんですね。啓発活動をやるにあたっては、ただ資料を渡せばいいのではなく、もっと本気で使う気持ちが必要だと思います。

以前、五月ぐらいでしたか、市の消費生活係で取材したときのことですが、その時は講演会の開催と講座の開設についての取材依頼だったと思いますが、こういうことをします、ああいうことをします、という話だけではなかなか人が集まらないんです。こちらも、じゃあ、消費者被害の実態がどうなっているのかという話を聞いて、担当の方も一生懸命、話してくださいました。被害の傾向とか、実態とかの話も含めて記事を書けば、紙面でも大きい扱い、目立つやつになって、ただのお知らせ記事ではなく、深いというか、読者にも考えてもらえる記事になったと思います。

■消費者啓発と消費者教育

司会 ありがとうございます。被害の現状、啓発に関する評価というのがあつ

たわけですが、消費者自身が大学で教える立場も含めて、啓発に対しての印象あるいは、先ほど出ました、徳永さんから出ました消費者教育の必要性について、赤星さんをお願いします。

赤星 話が戻るようですが、皆さんは、「啓発」と「消費者教育」を分けてお考えでしょうか。実は、県の消費生活審議会では、消費者基本法の改正に伴う「佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に盛り込むべき基本的事項について」答申するにあたりまして、一応整理したのです。学校教育を中心とした方を「消費者教育」、それから情報や広報を「啓発」と言っております。そして、両方をやっていこうと考えたのです。それぞれに現在のところ十分とは言えない訳ですが。

啓発ということ言えば、佐賀県には「くらしの安全・安心だより」というものがありますが、これですね、毎号読まれますと非常にいい内容なのです。消費生活相談員さん達が知恵を絞って編纂しておられまして、大変素晴らしいものです。県民としては頼りになるのです。私たちは審議会の委員などをしておりますので、定期的に送ってくださいます。そこで絶対に目を通すのですが、県民といいますか近隣世帯には回覧板として全戸に回覧されていることになっております。先程「新聞には、こんなにたくさん書いているのに読んでいないのか」という風になじられましたが、「たより」の方は読む時間がないのですね。回覧板ですから、早くお隣に回さないと後が困ると思いますから。啓発のための活動は県でもいろいろされているのですが、「たより」を全戸配布と言うような話になりますと、結局はお金ということにもなります。ここにお金を使うか否か、ということはさて置き、啓発にもある程度限界があるという認識も必要ではないかという思いもあります。啓発や消費者教育というと、やはり未然防止じゃないかと、だから、啓発が行き届けば消費者被害は減るのではないかと、という考え方があります。結論から言えば、消費者被害が無くなることはないでしょう。これだけ消費生活の環境変化が激しければ、それに消費者が対応できる、対抗できると言うのには、ある程度限界があります。これが、啓発活動や消費者教育を考えるときのひとつの前提ではないかと考えます。ですから、消費者教育でも、啓発活動でも、これだけやって、これだけお金をかけたから、これで十分だということはない

と考えます。

司会 それでは、小木さんの方に、今までの中間整理ということで、消費者教育の必要性について、一般論的なところをまとめて頂きたいと思います。

小木 今、赤星先生が言われたことですが、この啓発と消費者教育というのは、似て非なるものではないですが、似ているようでいて、ちょっと違うのではないかと。要するに、行政がまとめたのを見ていますと、啓発というのは、どちらかというところと消費者の合理的な生活のための迅速かつ適格な情報提供というところに、この啓発と呼ばれるものの本筋がある、というふうにされています。しかしながら、消費者教育というのは、それにとどまらず、いわゆる教育の中味にまで踏み込むというのがここでは意識されているわけであり、そういう点でいきますと、迅速な情報提供活動のあり方が、十分に今日なされているのかという点において、行政においても必ずしも十分ではないという認識をしています。厳しい行政予算の中ではありますが、県民、市民の要望に応えるかたちでやっていこうではないかという自治体がかかなり多くあるのではないかと思います。それから、学校向けの消費者教育の問題については後でご相談に乗ろうと思いますので、一応ここで終わります。

■消費者教育の現状

司会 ありがとうございます。それでは、今、お話にありました消費者教育、赤星先生から解説して頂いたとおり、臨時情報を発するのが主に啓発で、継続的な取り組みになるのが教育だと思いますが、その消費者教育の現状ということにつきまして、手塚さんから報告をお願いします。

手塚 継続的な教育という立場からですけれども、消費者教育という教科の時間は、小木先生がおっしゃったようにないのですね。学校には、今、この消費者教育のような教育を学校教育の中に求められてきています。例えば、環境教育、食育教育、職能教育、法教育といったところで、非常に学校教育への要望は高まっています。こういった教育というのは、例えば、国語とか、社会とか、理科とか、道徳だとかいった、それぞれの教科の横つなぎの物になってくるわけなのです。14年度から、新しく総合的な学習の時間といって、教科ではないのですが、教科等という形で取り組んでいる中で、要素として、小木先生がおっしゃったように、批判的な思考力を育てるとか、決断意思を

育てるとか、表現力を育てるとか、そういった教育の中で、今あえて突き進んでいるという1つの傾向がありますが、そもそも学校教育の中で、消費者教育という独特の教育ではなくて、それぞれ教科が苦手な学習の中に、消費者教育の根本になるようなものっていうのを小学校の段階からやっています。例えば、小学校1, 2年生では生活科の中で自分の生活と物の関わりを見て、判断するといったような力をつけて、そして3年生になれば社会科が始まります。社会科教育、そして5年生から家庭科教育というのが始まりますが、家庭科教育の中で、例えば、買い物の仕方、クレジットカードの作り方なども、入っております。中学校になりますと、技術家庭科、特別活動、そして総合的な学習の時間、高校に入りましても家庭科教育の中で行うというかたちで、教科の中で資質能力をつける教育をやっています。それから、先ほど、小木先生がおっしゃっていたように、系統的に趣旨確認をしていきながら能力を育てていくということではないかなと思います。

ただ消費者教育という広い視点で見た時に、それだけでは多分、十分に対応できないという、大きなもう一つの課題というのがあるんですね。そういった中で、どうやって取り組んでいくかというのは、学校教育の今後の重要な部分になってくるのかなと思うのですが、今騒がれていますように、元々の時間数が大きく減って、小さくなったコマの中で、あれもこれもしなくてはならないといった教育の中で、本当に必要な教育を子供たちに施していくのをトータル的に考えながら、消費者教育のあり方を検討していくのが大事ではないかなと考えています。

司会 ありがとうございます。時間がない中で大変だというお話がありましたけれども、大学においては消費者教育の取り組みというものがあるのかどうかについて、赤星さんの方からお願いします。

赤星 大学の消費者教育ですが、科目として「消費者教育」を開講している大学は少ないですね。少し前になりますが、消費者教育学会で全国的なアンケート調査が実施されまして、その報告書を読みました。ただし、先程も言いましたように、教員養成学部ですと、「教科に関する科目」として「家庭経済学」、「生活経済学」などを開講します。経済学部ですと、経済に関わる科目のなかに組み込まれていると思います。しかし、独立科目としての開講は

少ないうえに、小・中・高等学校と体系的に組まれた消費者教育はなされていません。先程ご指摘のように、消費者・生活者として社会に出て行く一歩手前の大学で「消費者教育」を学んでいないのか、というお叱りは当然と思います。そこで、大学に入った時点で、「フレッシュマン・セミナー」、あるいは「大学入門科目」という科目がありまして、このような科目のなかで啓発をしようという考えもあります。これとは別に、新入生の「オリエンテーション」のプログラムで、学生委員の先生が消費者被害について注意するとか、消費生活相談員さんに講演依頼をするということは県内の大学でもしています。このような現状ですので、県下の大学生の消費生活相談件数も多いということになります。本当に残念なことだと思います。

司会 ありがとうございます。続きまして、波多江さんには、大学で学生に教えているということもあり、大学で教える時の工夫とか、高校生までに教える消費者教育について不十分と思われることがありましたら、お願いします。

波多江 先ほど自己紹介のほうでも少し話させていただきましたが、私は自分の出身大学の西南学院大学で年に2回講義をしています。具体的な内容としては、消費者金融、マルチ商法、キャッチセールス、割賦販売、それらについて、仕組みや問題点、トラブルになった場合の対処法などについて話をしています。例えば、どんな風な話をするかと言いますと、どんな手口で近づいてくるのかとか、実際にどういう事件があったのかという、私が聞いたことのある相談を例に提示したり、あとはクーリングオフ通知を、クーリングオフできるということだけ教えても頭に残らないので、こういう風にかきましょ、これとこれは落とさないように書きましょとか、葉書のときはできるだけこうしてくださいと言うような話を具体的にしています。実際に講義をしてみると、とても新入生は熱心に聞いてくれます。それで、「知らなかった」とか、「驚いた」という率直な感想を多く寄せてくれます。そういう感想を聞いて、嬉しい気持ちもあるのですが、心配させられるわけです。私がその時に講義をしなければ、彼らは何も知らないまま、社会に放り出されるのかもしれない、そういうことを考えると、とても心配になります。

そのほか私がしているのは、先ほどの話でいきますと、教育というよりも、

ほとんど啓発に近い内容です。それはどうしてそうなのかと言いますと、教育らしい話をしてもまだ理解する素地が出来ていないので、啓発に近いことしかお話できないからです。高校までの間にある程度の消費者教育というものがなされていれば、もう一步進んだ教育が出来るのではないかと感じています。それと、もう1点、個人的意見ですが、やはり継続的にこういう教育を行うことが大切なのではないかと考えております。たまたま、そういう話を聞ければ被害に合わないというレベルであれば、教育として足らないのではないかという風に思っております。やはりこの消費者教育というのは、生活に必要な力なので、やはり継続的に、今年も来年も、その次も必ず受けていけるという形にシステムとして取り組んでいく必要があるのではないかと感じております。

司会 続きまして、徳永さん、今までの話を受けて頂いて、継続的な取り組みとなるために、消費者教育、これを学校教育の場ひいては、行政自治体の方が積極的に行うべきだと言うようなご意見をお持ちだという事だと思しますので、条例とか含めて、ご説明をお願いします。

徳永 消費者教育については平成16年に新たにスタートした消費者基本法により、消費者が必要な情報及び、教育の機会を提供される権利が明記されています。国・自治体がそれぞれ消費者の権利の尊重及び消費者の自立支援のために、各地域の社会的、経済的状況に応じて消費者施策を推進する責務を有するというように定められています。具体的な施策として、学校・地域・家庭・職域、その他の様々な場を通じて、消費生活に関する教育を充実する等、必要な施策を講ずるものとされていまして、国と自治体が共に消費者啓発と消費者教育の担い手であることが消費者基本法に示されています。基本法の改正以来、佐賀県でも17年度に消費生活条例が改正されました。県の条例改正においては、消費者フォーラムからも、より良い改正が図られるようにということで提言を行いました。県の条例の中でも消費者教育を受ける権利が消費者の9つの権利の1つとして確立されました。最近増加している相談件数や、複雑多様化している相談内容を見ていると、やはり、消費者基本法や、県の条例に基づいた消費者教育が、地元のこの県の自治体を中心として、展開していくことを望んでいます。

■消費者教育の課題

司会 続きまして、手塚さん、消費者教育をもう少し頑張ってほしいという意見が、厳しいと思いますが、逆に現場サイドとしては、こういう事情があって上手いかないという課題とかハードルみたいなのがあれば、ぜひ教えて頂きたいと思います。

手塚 学校で授業するというのは、単に教科書に沿ってするのではなくて、小学校6年間、ひいては9年間の中で、どの時期にどういうことをどういう方向で教えれば良く子供達が学んでいってくれるかという大きな計画のもとで、すべて学校の授業というの組み立てられております。その中で1つの指標として教科書があるのですが、例えば、消費者教育の中に今、教科書的なものがないのです。学校で教えるとなると、先生方はまずテキスト作りをしないとイケない。そしてそれを1年生に理解してもらう、中学3年生に理解してもらう、絶対その内容が違ってきますので教材も工夫しなければいけない。そして、その情報を先生方自身で身につけていかなければいけない。勉強していかなければいけない。そういった学習を進める上での諸条件も含めてこれが整備されていないという大きな課題がございまして、これは先ほど、小木先生がおっしゃった3つの課題に集約されるのかなと思うのですが、やはり、指導するためには必要な諸道具と、ちゃんと学習して教える者になるための場というものがないと、子供たちに単に知識を並べるだけという、非常に短所的な内容になってしまって、それでは、消費者教育のねらいとするところに届かないということではないかと思います。学校側がそういったところでいろんな工夫をしながら時間を捻出して、どこの部分でどう教えていこうかというかたちで、ずいぶんと努力し、取り組んでいる。ところが、国語、数学の教材みたいにきちんと決まった時間の中でやっているわけではないので、なかなか外には見えにくい、伝わりにくい、ましてやそのことが定義しにくいといった部分が課題としてあるのではないかと思います。そういった意味で、出前講座を活用するとか、やはり専門機関との連携で、学校は外の人材を大いに活用して、子供たちの教育というのは、その道の専門家、ことある中で豊かにしようという方向で取り組んでいますので、周りとの連携によって知識、内容が深まっていくのではないかといった部分もあります。

そういった意味での情報提供、啓発という意味での捉え方になるのかなと思うのですが、そこはやはり行政が経験だと捉える必要があるのかと思います。ただ、学校が十分な消費者教育を行っていくための基盤作りとか支援とか学校の中での努力と、外側からの支持っていうのも大きな要因になっているのではないかと思います。

司会 学校の先生もなかなか時間がない中で、また情報が欲しくてもなかなか入らない中で苦労されているということですが、赤星さん、そういった小学校、中学校、高校の先生のお手伝いとかたちで、大学としては何かできることはありますか。

赤星 まずは、本日のシンポジウムを企画されました「佐賀消費者フォーラム」のメンバーが、小・中・高等学校で消費者教育をなさる先生方のお手伝いができると思います。メンバーの中には、学習指導案作りや教材開発などをしている者もいます。小・中・高等学校の先生方と、大学教員だけでなく、消費生活相談に関わる専門家とも情報交換ができるように、大学が橋渡しの役目を果たせると思います。また、行政とも連携を図ることができればと期待しております。これから、「小中高大の連携」という構想の実現に「消費者教育」がそのキッカケになれるのではないかと考えます。

司会 例えば、学校の先生方、大学の先生方が、研修とか言うことも含めてということだと思いますので、ぜひ御協力をお願いできればと思います。つぎに、手塚さんには、専門機関の連携ということもありまして、弁護士ないし弁護士会にも協力できることもあるのかお聞きしたいと思います。

手塚 実際のトラブルについても、法的な解決方法と一緒にお話が出来るというのが、やはり、弁護士ないし弁護士会として、出来ることではないかと思えます。具体的には子供たちに対して実際のトラブル例を話して、こういう風に対応したらいい、どこに相談に行けばいいとそういった話ができる、それが1つある。それともう1つは、子供達を教育する先生方に実際現場ではどういうことが起こっていて、どういう対応方法があるのかということをお話することによって、先生方が子供たちを教育する際のお役に立ちに立てるのではないかという風に思っています。ただ、実際はあまり両方とも必ずしも弁護士会が果たしているという風にはいけない現状がありますので、今後

ぜひ、たくさん利用して頂きたいと考えています。

司会 手塚さんのお話の中では、学校の先生が消費教育の情報が手に入らないということもあったというわけですが、そういうことも含めて、弁護士会、法律専門家の方が協力できることもあるということだったと思います。続きまして、松田さんには、報道関係ないしは個人の記者として、今後、消費者教育、啓発に関して出来ることというのがありましたらお願いします。

松田 報道関係、記者としてということですが、先ほど、本当に情報が必要な人に情報が届いていないのではないかと申し上げましたが、それ以前の問題として活字離れの問題があり、新聞の役割というのものがつととはだいぶ違ってきています。さっき学校現場でもいろんなものを求められるようになったという話がありました。消費者教育の話で、批判的な思考力とか、意思決定能力を養ってもらうという話もありましたが、それと同じで、「教育に新聞を」という NIE 運動というのがあって、活動は10年以上、県内でも小中高校に取り組んでもらっているのですが、そういった面から始めなければいけないところがあります。

最近、よく出てくる言葉にメディア・リテラシーというものもありますが、いわゆる携帯電話でもパソコンでも新しいメディアが出てきてから使われるようになって、情報が一方的に流されてくるわけですね。その中で主体的に情報を読み解く能力が大事だということで、先ほどの批判的な思考力と通じるものがあると思います。新聞の記事も受け身ではなく、批判的な目を持ってもらうことも大切だと思います。

今回、このディスカッションの話を受けて、メディアの役割とか、課題とかを考えていましたが、そういう大きい話だけでなく、記者個人という立場でいえば、本当に自分自身の日々の取材活動や記事を書くということを突き詰める、反省するきっかけにもなりました。まあ、非常につらくもあり、よくもあったなと思っているのですが。じゃあ、どうやって情報を他人事ではなく、自分のものとして考えてもらえるような記事にするのか、これはなかなか難しいことです。一つ思うのは、佐賀新聞というのは地方紙で、私たちは記者であり、生活者というか市民でもあり、もちろん消費者でもあるわけですね。ですから、記者という視点だけの記事ではなく、できるだけ生活者

の視点という、そういう記事を出し続ければ、情報に接する人にはいくらか自分のこととして考えてもらえるじゃないか。そういうことを思っています。先ほどの話からも小中高校、大学の連携が大切だと思うのですが、そのへんもできるだけ情報発信し、お手伝いができればと思っています。

■今後の展開に向けて

司会 以上のパネリストの先生方のご発言で消費者の課題、可能性ということが少し見えてきたのではないかと思います。パネルディスカッションのまとめということで、小木さんの方に、今後のあるべき消費者教育ないし今後の煮詰めていく課題がありましたらお願いします。

小木 いろいろな消費者教育に関わる各種の調査がございまして、私どもも参加したりしているわけですが、そういったものを踏まえるかたちでお手許にある資料の消費者基本計画、消費者教育に関する提言というのがここに書いてあります。実は、これは、消費者基本法が制定されてそれにもとづいて消費者基本計画の作成に当たって、消費者教育に関する施策について、私どもの学会で消費者基本計画特別委員会というのを組織化しました。提言を内閣府の国民生活局長宛にしたものがこれです。その中で、現状の認識という左側のところにあります。1番目として系統的、計画的な消費者教育が欠如していると、これまで消費者教育の重要性が各方面から指摘されてきたにもかかわらず、必ずしも効果が得られないのは、一過性のものや部分的なものであったりして、系統性を持って行われてこなかったからであると。「消費者行政の中に柱として位置づけた」という中央行政という責務が必ずしも発揮されていないところから始まりまして、この消費者教育の体系的カリキュラムが存在しない、それから学校教育、社会教育の現場での消費者教育に関する情報や教材が不足していると。そして、高等教育の場での消費者教育、職域における消費者教育の欠如により学生や若年労働者の消費者被害が拡大していると。それから5番目として、消費者問題の多様化、複雑化により高齢者、障害者等の消費者被害が拡大している。こういう現状認識を我々が持ったということでもあります。そして、具体的な施策、どういふ施策が望まれるのかということですね、消費者教育へ基本指針の作成と周知として課題1としてですね。消費者教育の共通の核の作成と周知化というこ

と、それから中高年及び、大学生レベルの消費生活能力の水準の全国把握、この把握を通してどのくらいのレベルの教育を実施したらいいのかということが分かる。3番目として消費者教育の必修化と消費者プログラムの開発等々、そして4番目は、消費者教育連絡会議の設置による関連省庁・団体との連携です。そういうことも、ここに書いてあるいくつかの点は、今の消費者教育を推進していく上において、我々が行わなければならない問題点を含めているのですが、消費生活センターとか、社会教育機関を対象とした、財団法人消費者支援センターの調査がありますが、その中で例えばどのような消費者教育充実、そして国の政策として望むものは何かという問いかけに対して、消費生活センターや社会教育機関が学校における消費者教育の充実は大切であるということを、1番多くあげています。例えば、その報告の中の1つには、消費者教育とは、物の行為ということ、あるいは物事の行為を見抜く力を養うということ、あるいはこれはまさに人間として生きる力を養うということになると思います。消費者教育は、生涯教育であり、人間の生き方そのものに関わる本質です。未来につなげるために早い時期、つまり幼年期の消費者教育の軸足を置いていく所存です。こういうことを言っているわけです。したがって、出来るだけ早い時期においてこの消費者教育を実施していくということですね。特に消費者被害が消費生活相談件数などから見ても、消費者被害は20代に入ってからかなり多くなると言われております。これは10代の青少年に学校内外での消費者教育の必要性を示しているのではないかと、この段階での消費者教育を充実させれば、消費者被害の防止、予防にも大きな成果を挙げるのが期待できるのではないかと、そこから読み取れます。

また他方、その消費構造の中心となるのは成人ですが、ここの消費者教育も無視できない。特に高齢者は老後の蓄えとして、比較的豊かに所有していますが、一方で社会の急速な変化から取り残されて情報が不足したために消費者被害に遭うことが多い。こういうことで、社会の各層において、消費者教育を推進させる、そういうことがどうしても必要であり、その根底として、「鉄は熱いうちに打て」という諺通りに、弱年・幼年の早い時期から消費者教育を実施していく方策を我々は模索しなければならないと思います。

司会 ありがとうございます。必要性、課題、可能性というのが少しは見えたかなと思いますので、これから、これを機会に進めていこうと思います。それで、時間も過ぎていきますので、会場の相談多々きておりますが、各1分ずつぐらいで解答お願いしたいと思います。まず、波多江さんには、会場から、催眠商法、カルト商法の被害やその対策についての質問と、外国為替の手口についての質問があります。

波多江 はい、催眠商法やカルト教団の被害状況についてどういう状況かというご質問ですが、私自身はあまり経験ありません。それは直接、騙されたと気づいてない人が多いのだらうと思います。結局、弁護士のところまで相談が上がってこない、相談窓口まで相談に来ない、それで実態がつかめていないこれが1番の問題点だと思います。そこに対する教育に結びつける場合どういう風な対策があるかという点なのですが、結局は、騙そうとしている人がこの世の中にいっぱいいて、上手い話はないというところを理解し、教育していく形になるのではないかと思います。対策としては、少しでも怪しいと思えば、相談に来てください、独りで決めないで誰かに相談して下さい、そういうことを教えていくということなのではないかと思います。それと外国為替証拠金取引は物凄く面倒臭い、難しいシステムですが、業者は必ず儲かるような説明をします。実際は先物取引に近い物凄くハイリスクな取引なのですが、株と同じようなもので、元本割れをしないという話をしたりします。全部嘘ですが、実際そういわれたからそうなのだろうと信じ込むような高齢者が狙われて、被害に遭っています。

司会 続きまして、徳永さん、架空請求の被害件数が、統計では減っているといわれておりますが、それは消費啓発や消費教育によるものなのかお願いします。

徳永 確かにご質問のとおり、架空請求の相談は減っています。一時のピークを過ぎていると思います。私どもも相談を受けた際に、必ず、周りの方にもお知らせ下さいというのを付け加えていますし、啓発講座にいった場合にも近所の方にも架空請求が増えているので、声を掛けてください、ということていろいろな啓発の中から広がっていくような形で被害の未然防止を図っています。その結果、最近の相談の中では多分架空請求だとは思いますが、

念のためというような形の相談が増えてきたのかなと思います。啓発が一通り出来たのかなという感想を持っています。

司会 それでは、松田さんへの質問で、多重債務に関する啓発はする一方、違反業者、サラ金の広告を新聞が掲載しているという点について質問なのですが、黙秘権を使われたら言ってください。

松田 そうですね、黙秘権は使いません。ただ、申し訳ないですが、報道局にいますので詳しいことは分からないのですが、広告掲載基準というものが必ずあります。それでサラ金の掲載について、どういう基準を通過して、どういう議論が広告局でなされているのか私は分かりません。報道の現場にいる自分としては非常に矛盾を感じています。新聞だと広告がおとなしく載っているからまだいいのですが、テレビを見ていて、腹が立つような、テレビに責任をなすりつけるわけではないのですが、肯定的なものがありますでしょ。シリーズものとか。これはおかしいのではないかと思いつつ、じゃあ、なんで新聞に広告が載っているんだと言われれば、私はちょっと答えられません。ただ個人的には腹立たしく思っています。

司会 はい、難しい立場でありがとうございました。それでは最後の質問に関する答えを小木さんをお願いします。企業の社会的責任に対する観点で、消費教育に取り組むべき必要性について、お願いします。

小木 最近、企業の社会的責任ということで、CSRという言葉が盛んに飛び交っております。実は企業が消費者教育等に、一口で言えば、企業による消費者教育をより一層進める、特に、企業の中で働いている従業員に対して消費者教育を進める。例えば新入社員に対して消費者教育を行政が仲立ちをして、例えば弁護士さんでも、経営倫理の専門家の人でもいいわけですが、そういう人を企業に派遣する、講演の一端を担うということによって、社員が20年、30年後において、経営に携わるというような場合に、先ほども少し触れた、企業の良心、そう言ったマインドを発揮できる、そういった対処をすることが出来るのではないかと思うのです。特に私、10年くらい関わっている仕事の中で、企業における消費者志向の優良企業表彰制度というのがあります。これは、経済産業大臣が表彰する制度です。そして、各企業に候補になった企業に取材に行きまして、経営者に、様々な環境問題に対する意識、

あるいは消費者対応の窓口の充実の度合い、併せて、消費者教育の問題も含めて、経営のトップの意識がどういう風になっているかを調査して、そして、それに基づいて、最終的に経済産業大臣賞の授与を申請するという委員会を作っております。私もそのメンバーに入っており、毎年2社ぐらい担当委員企業視察として伺う機会を持っています。ある企業が経済産業大臣表彰を受けたとすると、他の企業よりも、勝るとも劣らぬ活動をしていかなければいけない。もらった企業はレベルをダウンしてはならないと、もっとより良い活動を、社内組織の中で積極的にその活動を展開しなければならない方向に持っていく。そういう意味においては、自治体でいけば、行政がその働きとして、そういう企業の研修講座に人材を派遣するという役割を占めることが出来るのではないか、それが小さいように見えるけれども実は将来において、そこでの話を聞いた新入社員が大きく育つ、そういう芽を持てるのではないか。その点では、ご質問のご指摘はその通りだと思います。また、行政がどういう役割を果たしていくべきであるかの点においては、派遣という仲立ちをして、より適切な人材を派遣して、そして、企業の良心を育てる。経営倫理の向上というか、そういったものにつなげることが出来るのではないかと気がします。

司会 ありがとうございます。もう少し議論を尽くしたい部分もありますが、時間の方がそれを許してくれません。パネルディスカッションは、ここで終わらせて頂きます。ありがとうございました。